

八戸理容美容専門学校 教育課程編成委員会規定

(目的)

第1条 この規定は、八戸理容美容専門学校が、実践的かつ専門的な職業教育を実施する為に、企業等との連携を通じて必要な情報の把握・分析を行い、教育課程の編成（授業課目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。以下に同じ）に生かすことを目的に設置する教育課程編成委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所轄事項)

第2条 委員会は、次の各項に掲げる事項を審議する。

- (1) 業界における人材の専門性の動向
- (2) 実務に必要な最新の知識・技術・技能
- (3) その他教育課程の編成に関する事項

(委員)

第3条 委員会の委員は学校長（教務担当者）が指名する教職員の他、専門分野に関する企業等の役職員から広く選任するものとし、少なくとも以下の①又は②から1名、③から各学科（昼間課程理容科、昼間課程美容科、夜間課程美容科）で1名ずつを委員に加える事とする。

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
 - ②専攻分野に関する学会や学術機関等の有識者
 - ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する関係施設の役職員
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は学校長（教務担当者）とし、委員会の会務をまとめる。

- 2 委員長に事故あるときは、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

(報酬等)

第6条 教育課程編成委員会の報酬は原則として無報酬とするが、別途学校が定める規定により会議費として支給する。

附 則

この規定は平成31年4月10日から施行する。